

穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域コミュニティ施設等の早期復旧を図るため、その建替・修繕事業（以下「建替・修繕事業」という。）に対し、令和6年能登半島地震復興基金を活用して、令和6年能登半島地震に係る穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金（以下「補助金」という。）を支給するうえで必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱の補助対象となる施設等は、次に掲げる要件すべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要であると町長が認めるものとする。

- (1) 穴水町内に存在しており、土地に固定している工作物又は建築物であること
- (2) 専ら集落や地域の住民が利用していること。ただし、憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。
- (3) 専ら集落や地域の住民が交代で維持・管理していること
- (4) 当該集落、地域の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に利用され、今後も活用を継続すること

(補助対象者)

第3条 補助金は、前条に規定する施設等を維持及び管理する集落又は自治会等に対して交付する。

(補助対象事業)

第4条 この要綱の補助対象となる事業は、第2条に掲げる補助対象施設及び当該施設の附属施設等の建替・修繕事業とする。

- 2 建替事業の範囲については、本体工事、付帯設備（電気・空調・衛生等）工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く）、建替に必要な解体に要する経費とする。
- 3 修繕事業の範囲については、建物本体、付帯設備（電気・空調・衛生等）及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く）とする。

(補助金の額)

第5条 建替・修繕事業に要した経費の10分の9を補助する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、2,000万円を限度とする。また、建替・修繕事業が複数年にわたる場合であっても、補助対象施設あたりの補助金の総額は、2,000万円を限度とする。

- 2 令和6年能登半島地震により被害を受けた補助対象施設の建替・修繕事業に対して、既に他の補助金が交付されている施設がある場合には、同対象施設に係る経費を前項に規定の経費から控除する。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする集落又は自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請を行う前に町に相談するものとする。

2 町は、前項の相談を受けたときは、個々の施設の利用状況、維持・管理状況、コミュニティ活動の活用状況等を確認し、申請に関する助言を行うものとする。

(申請)

第7条 申請者は、次に掲げる書類を添えて穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象事業実施に要する経費に係る見積書
- (4) 工事着手前の写真
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

2 町長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、補助金交付の対象とならないことを決定したときは、穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金審査結果通知書(様式第5号。以下「審査結果通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、審査結果通知書に、補助金交付の対象とならないことを決定した理由を記載しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等
- (2) 収支決算書(様式第3号を準用)
- (3) 支払を証する書類の写し
- (4) 工事完了後の写真
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、補助金額の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

2 前条前段の規定により、補助金額を確定したときは、穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金額確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項後段の規定により、補助金額の一部又は全部の減額を行った場合は、前条の確定通知書にその理由を付して通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第2項に規定する確定通知書を受けたものは、補助金の請求をしようとするときは、穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定によらず、町長が特に必要と認めるときは、申請者は請求書に理由書及び事業者からの請求書等を付して、概算払いの請求をすることができる。

3 前項に規定により概算払いを受けた者が第1項の規定により請求しようとするときは、確定額と概算払い額の差額を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条に規定する請求書を受理し、交付するものとする。

(変更の申請)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに穴水町地域コミュニティ施設等再建支援事業計画変更申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅延なく町長に報告しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告を受けた場合は、穴水町地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付取消・変更通知書(様式第10号)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 前条の規定により変更し、概算払い額が交付決定額を上回ったとき

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行し、令和6年1月1日から適用する。